

愛知教育大学と愛知淑徳大学との教員養成の高度化に関する覚書

愛知教育大学（以下「甲」という。）と愛知淑徳大学（以下「乙」という。）は、教員養成の高度化に関する連携協定書に基づき、以下の事項について合意し、覚書を取り交わすものとする。

- 1 愛知教育大学大学院教育学研究科専門職学位課程（以下「教職大学院」という。）における連携協定特別入試（以下「特別選抜」という。）は、教員養成の高度化を図るという連携協定の趣旨に基づき、乙からの推薦の後、甲が選抜の上入学許可を行うものとする。
- 2 特別選抜における乙からの推薦の上限は原則5名とする。
- 3 特別選抜は、研究計画書の提出及び面接により行う。
- 4 特別選抜の検定料は徴収しない。
- 5 乙の学生は、甲の行う教職大学院の行事や取組等に参加することができる。
- 6 甲及び乙は、教員養成の高度化に向けて連携・協力する。
- 7 本覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本覚書の有効期間満了の日の30日前までに甲及び乙のいずれからも改定の申入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。
- 8 上記以外の事項は、その都度甲乙双方で協議の上決定する。

上記について甲乙双方が確認したことを証するため、覚書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を所有する。

令和7年6月27日

甲 愛知教育大学長

野田毅敬

乙 愛知淑徳大学長

五島幸一